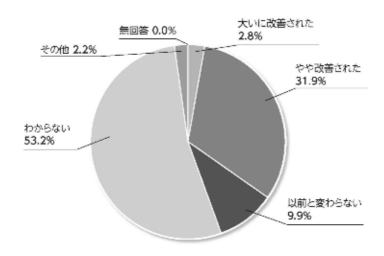
(推進地区の現状評価)

問10 推進地区における迷惑行為の現状について、条例制定前(平成20年以前)と比べて、どう 思いますか。

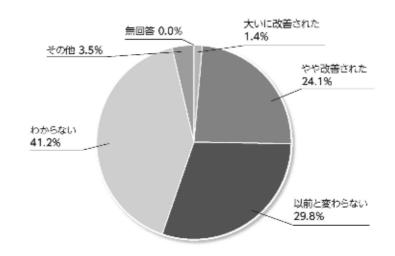


		回答者 数	大いに改善さ れた	やや改善され た	以前と変わら ない	わからない	その他	無回答
	全体	141人	2.8%	31.9%	9.9%	53.2%	2.2%	0.0%
性	男性	62人	4.8%	30.7%	12.9%	46.8%	4.8%	0.0%
別	女性	79人	1.3%	32.9%	7.6%	58.2%	0.0%	0.0%
	10歳代	2人	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	0.0%	12.5%	6.2%	81.3%	0.0%	0.0%
乍	30歳代	20人	5.0%	25.0%	5.0%	60.0%	5.0%	0.0%
年代	40歳代	21人	0.0%	33.3%	23.8%	42.9%	0.0%	0.0%
別	50歳代	23人	4.3%	43.5%	4.3%	43.5%	4.4%	0.0%
	60歳代	21人	4.8%	28.6%	14.3%	52.3%	0.0%	0.0%
	70歳以上	38人	2.6%	39.5%	7.9%	47.4%	2.6%	0.0%
	門司区	15人	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%
	小倉北区	34人	2.9%	26.5%	11.8%	52.9%	5.9%	0.0%
区	小倉南区	24人	4.2%	50.0%	12.5%	29.1%	4.2%	0.0%
-	若松区	7人	0.0%	14.3%	0.0%	85.7%	0.0%	0.0%
別	八幡東区	11人	0.0%	9.1%	27.3%	63.6%	0.0%	0.0%
	八幡西区	40人	0.0%	32.5%	10.0%	57.5%	0.0%	0.0%
	戸畑区	10人	20.0%	40.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%

推進地区における迷惑行為の現状評価は、「大いに改善された」、「やや改善された」 と答えた人が34.7%となっており、「わからない」と答えた人が53.2%であった。

(重点地区・推進地区以外の地区の現状評価)

問11 あなたのお住まいの地域における迷惑行為の現状について、条例制定前(平成20年以前) と比べて、どう思いますか。(迷惑行為防止重点地区か推進地区にお住まいの方は、重点地区・ 推進地区以外の近隣の地域の状況についてご回答ください。)



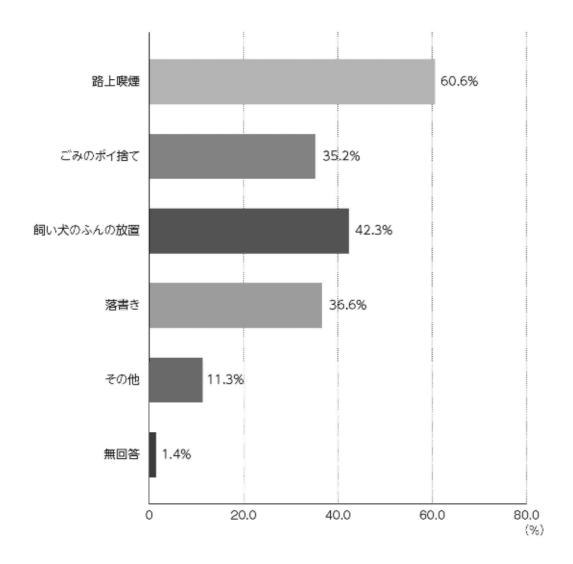
		回答者 数	大いに改善さ れた	やや改善され た	以前と変わら ない	わからない	その他	無回答
	全体	141人	1.4%	24.1%	29.8%	41.2%	3.5%	0.0%
性	男性	62人	0.0%	29.0%	32.3%	30.6%	8.1%	0.0%
別	女性	79人	2.5%	20.3%	27.8%	49.4%	0.0%	0.0%
	10歳代	2人	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	0.0%	0.0%	12.5%	87.5%	0.0%	0.0%
年	30歳代	20人	5.0%	10.0%	25.0%	55.0%	5.0%	0.0%
一代	40歳代	21人	0.0%	23.8%	38.1%	38.1%	0.0%	0.0%
別	50歳代	23人	0.0%	34.8%	34.8%	26.1%	4.3%	0.0%
	60歳代	21人	4.8%	23.8%	33.3%	38.1%	0.0%	0.0%
	70歳以上	38人	0.0%	34.2%	31.6%	26.3%	7.9%	0.0%
	門司区	15人	6.6%	20.0%	46.7%	26.7%	0.0%	0.0%
	小倉北区	34人	0.0%	23.5%	29.4%	41.2%	5.9%	0.0%
×	小倉南区	24人	0.0%	33.3%	29.2%	33.3%	4.2%	0.0%
	若松区	7人	0.0%	28.6%	42.8%	28.6%	0.0%	0.0%
別	八幡東区	11人	0.0%	9.0%	36.4%	36.4%	18.2%	0.0%
	八幡西区	40人	2.5%	17.5%	22.5%	57.5%	0.0%	0.0%
	戸畑区	10人	0.0%	50.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%

重点地区、推進地区以外の地域における迷惑行為の現状評価は、「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人の割合は25.5%で、前回の35.3%から減少している。 年代別では10歳代が50.0%で最も高く、区別では戸畑区が50.0%で最も高い。 「以前と変わらない」と答えた人は、前回の30.2%から29.8%と減少している。

<問9~問11について、一つでも「1 大いに改善された」、「2 やや改善された」と回答した方に お尋ねします。>

(改善された迷惑行為)

問12 改善された迷惑行為は何ですか。(いくつでも)

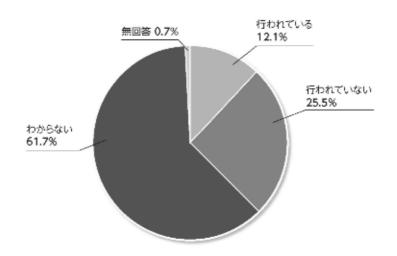


改善された迷惑行為は、1 位が「路上喫煙」で 60.6%、2 位が「飼い犬のふんの放置」 で 42.3%、3 位が「落書き」で 36.6%だった。

.....

(地域における迷惑行為防止活動の実施状況)

問13 あなたのお住まいの地域で、迷惑行為の防止のための活動が行われていますか。



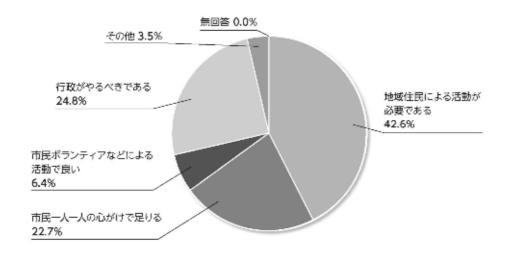
		回答者数	行われている	行われていない	わからない	無回答
	全体	141人	12.1%	25.5%	61.7%	0.7%
性	男性	62人	17.7%	33.9%	48.4%	0.0%
莂	女性	79人	7.6%	19.0%	72.1%	1.3%
	10歳代	2人	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	20歳代	16人	12.5%	12.5%	75.0%	0.0%
在	30歳代	20人	20.0%	10.0%	70.0%	0.0%
年代	40歳代	21人	4.8%	52.3%	42.9%	0.0%
別	50歳代	23人	4.3%	26.1%	69.6%	0.0%
	60歳代	21人	19.0%	28.6%	52.4%	0.0%
	70歳以上	38人	13.2%	23.7%	60.5%	2.6%
	門司区	15人	0.0%	53.3%	46.7%	0.0%
	小倉北区	34人	14.7%	32.4%	52.9%	0.0%
区	小倉南区	24人	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
	若松区	7人	28.6%	0.0%	71.4%	0.0%
別	八幡東区	11人	9.1%	18.2%	72.7%	0.0%
	八幡西区	40人	12.5%	15.0%	70.0%	2.5%
	戸畑区	10人	40.0%	30.0%	30.0%	0.0%

地域における迷惑行為の防止活動については、「行われている」と答えた人の割合が12.1%で、前回の15.1%から減少している。

「行われていない」と答えた人の区別では、門司区が53.3%で最も高い。

(地域ぐるみの活動)

問14 迷惑行為の防止のため、地域ぐるみの活動が必要であると思いますか。



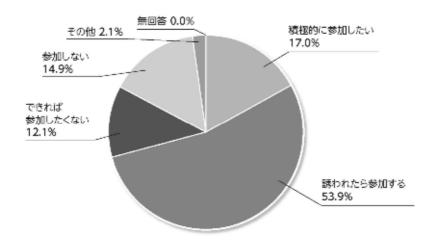
		回答者数	地域住民によ る活動が必要 である	市民一人一 人の心がけで 足りる	市民ボランティ アなどによる活 動で良い	行政がやるべ きである	その他	無回答
	全体	141人	42.6%	22.7%	6.4%	24.8%	3.5%	0.0%
性	男性	62人	45.2%	17.7%	8.1%	24.2%	4.8%	0.0%
別	女性	79人	40.5%	26.6%	5.1%	25.3%	2.5%	0.0%
	10歳代	2人	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	56.2%	12.5%	6.3%	25.0%	0.0%	0.0%
乍	30歳代	20人	30.0%	20.0%	15.0%	25.0%	10.0%	0.0%
年代	40歳代	21人	42.8%	23.8%	4.8%	23.8%	4.8%	0.0%
別	50歳代	23人	21.7%	30.4%	13.1%	34.8%	0.0%	0.0%
	60歳代	21人	42.9%	19.0%	0.0%	38.1%	0.0%	0.0%
	70歳以上	38人	57.9%	26.3%	2.6%	7.9%	5.3%	0.0%
	門司区	15人	46.7%	6.7%	0.0%	33.3%	13.3%	0.0%
	小倉北区	34人	47.1%	23.5%	5.9%	20.6%	2.9%	0.0%
 X	小倉南区	24人	41.7%	25.0%	8.3%	16.7%	8.3%	0.0%
-	若松区	7人	28.6%	42.8%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%
別	八幡東区	11人	27.3%	27.3%	9.1%	36.3%	0.0%	0.0%
	八幡西区	40人	40.0%	25.0%	7.5%	27.5%	0.0%	0.0%
	戸畑区	10人	60.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%

「地域住民による活動が必要」と答えた人は 42.6%で、前回の 49.6%から減少している。

2 位の「行政がやるべき」は 24.8%で、前回の 16.5%より増加している。3 位の「市民 一人一人の心がけで足りる」は 22.7%で、前回の 27.3%より減少している。

(活動への参加の意思)

問15 あなたのお住まいの地域で、迷惑行為の防止のための活動が行われる場合、参加したいと思いますか。

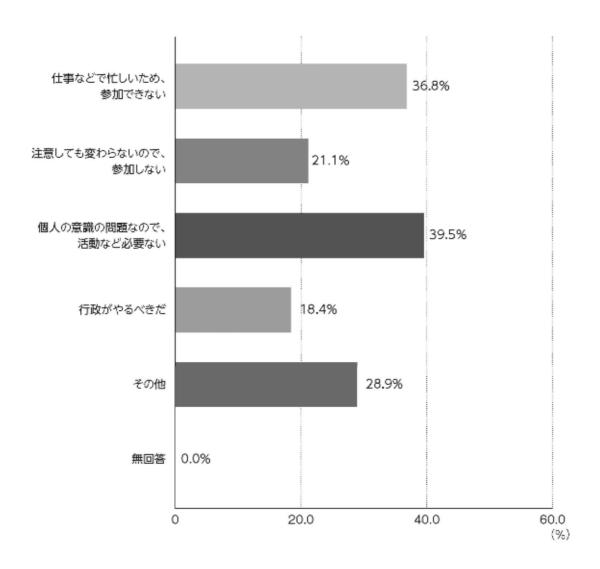


		回答者 数	積極的に参加 したい	誘われたら参 加する	できれば参加 したくない	参加しない	その他	無回答
	全体	141人	17.0%	53.9%	12.1%	14.9%	2.1%	0.0%
性	男性	62人	21.0%	46.7%	9.7%	19.4%	3.2%	0.0%
別	女性	79人	13.9%	59.5%	13.9%	11.4%	1.3%	0.0%
	10歳代	2人	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	6.3%	74.8%	6.3%	6.3%	6.3%	0.0%
年	30歳代	20人	5.0%	55.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
年代別	40歳代	21人	23.8%	23.8%	33.3%	14.3%	4.8%	0.0%
別	50歳代	23人	4.3%	69.6%	0.0%	26.1%	0.0%	0.0%
	60歳代	21人	19.0%	61.9%	9.5%	4.8%	4.8%	0.0%
	70歳以上	38人	28.9%	50.0%	5.3%	15.8%	0.0%	0.0%
	門司区	15人	20.0%	53.3%	6.7%	20.0%	0.0%	0.0%
	小倉北区	34人	14.7%	50.0%	14.7%	14.7%	5.9%	0.0%
区	小倉南区	24人	16.7%	58.3%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%
	若松区	7人	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
別	八幡東区	11人	18.1%	27.3%	27.3%	27.3%	0.0%	0.0%
	八幡西区	40人	12.5%	67.5%	7.5%	10.0%	2.5%	0.0%
	戸畑区	10人	30.0%	30.0%	10.0%	30.0%	0.0%	0.0%

迷惑行為の防止活動への参加について「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と答えた人は、合わせて 70.9%で、前回の 75.5%から 4.6 ポイント減少している。

く問15で「3 できれば参加したくない」、「4 参加しない」と回答した方のみお答えください。>

問15-1 参加しない理由は何ですか。



【その他 参加しない理由】

- ・注意して逆恨みされたら困るから。
- ・危険なので警察などに対応してもらうべきだと思う。
- ・親の介護などで参加は難しい。

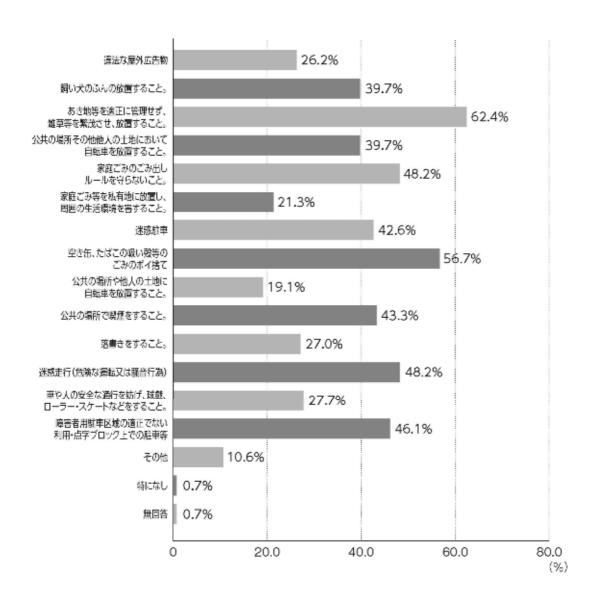
参加しない理由は、1 位の「個人の意識の問題なので、活動など必要ない」が 39.5% で、前回の 16.0%から増加し、最多となった。

次いで「仕事などで忙しいため、参加できない」が 36.8%で、前回の 48.0%より減少している。

また、「行政がやるべきだ」は18.4%で、前回の28.0%から減少している。

(さらに改善が必要と思う迷惑行為)

問16 市が迷惑行為の防止を進めていくなかで、今後取り組む必要があると思う迷惑行為は何ですか。 (いくつでも)



【その他 さらに改善が必要と思う迷惑行為】

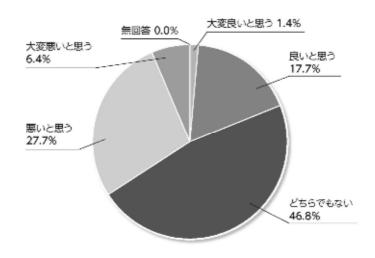
- ・川へのペットボトル、空き缶の投げ入れ。
- 野良ねこへの餌やり。
- ・自転車マナー (複数人で横に広がっての走行や交差点の急な侵入、歩行者の横をスレスレで走って 抜く等)。

さらに改善が必要だと思う迷惑行為は、「あき地等を適正に管理せず、 雑草等を繁茂させ、放置すること。」が 1 位で 62. 4%だった。

2位は「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」で 56.7%、3位は「家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと。」、「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」が同率で 48.2%となった。

(市内の現状評価)

問17 北九州市内では、一般的にマナーが良いと思いますか。



		回答者 数	大変良いと 思う	良いと思う	どちらでもな い	悪いと思う	大変悪いと 思う	無回答
	全体	141人	1.4%	17.7%	46.8%	27.7%	6.4%	0.0%
性	男性	62人	3.2%	17.7%	46.8%	25.8%	6.5%	0.0%
別	女性	79人	0.0%	17.7%	46.9%	29.1%	6.3%	0.0%
	10歳代	2人	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	6.3%	6.3%	50.0%	31.1%	6.3%	0.0%
午	30歳代	20人	0.0%	15.0%	40.0%	35.0%	10.0%	0.0%
年代	40歳代	21人	4.8%	4.8%	57.1%	23.8%	9.5%	0.0%
別	50歳代	23人	0.0%	26.1%	26.1%	34.8%	13.0%	0.0%
	60歳代	21人	0.0%	28.6%	47.6%	19.0%	4.8%	0.0%
	70歳以上	38人	0.0%	21.1%	52.6%	26.3%	0.0%	0.0%
	門司区	15人	0.0%	6.7%	40.0%	46.6%	6.7%	0.0%
	小倉北区	34人	2.9%	23.5%	26.5%	38.3%	8.8%	0.0%
 X	小倉南区	24人	4.2%	25.0%	41.6%	29.2%	0.0%	0.0%
	若松区	7人	0.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%
別	八幡東区	11人	0.0%	0.0%	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%
	八幡西区	40人	0.0%	17.5%	50.0%	22.5%	10.0%	0.0%
	戸畑区	10人	0.0%	20.0%	60.0%	10.0%	10.0%	0.0%

一般的にマナーが「大変良いと思う」、「良いと思う」と答えた人は合わせて 19.1%で、 前回の 25.2%から減少している。

「悪いと思う」、「大変悪いと思う」が34.1%で、前回の32.3%から増加している。

「どちらでもない」が 46.8%で、前回の 42.4%から増加している。「悪いと思う」、「大変悪いと思う」と答えた人の年代別では、50歳代が 47.8%で最も高く、区別では、門司区が 53.3%で最も高い。

Ⅳ 全体考察

北九州市では、平成20年4月に「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」等(以下「モラル・マナーアップ関連条例」という。)を施行し、「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の4つの迷惑行為に罰則を適用する「迷惑行為防止重点地区」として、本市の中心市街地である「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を指定し、違反者に対して罰則(過料1,000円)を適用している。

これに加え、地域団体による迷惑行為の防止に向けた活動を市が支援する「迷惑行為防止活動推進地区」として、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曽根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畑駅前浅生地区」の5地区を指定するとともに、推進地区以外の地域においても迷惑行為防止活動への支援を行っている。

また、迷惑行為防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため「北九州市迷惑行為防止基本計画(第3次計画)」を令和2年4月に策定し、「SDGs未来都市にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現」を目標に、「迷惑行為をしない・させない "人づくり"」及び「迷惑行為をしない・させない "環境づくり"」の2つを基本方針として、様々な取り組みを進めている。

このアンケートは、市民の「条例」や「重点地区」、「推進地区」等についての認知度、取り組みによる改善状況の評価、また、迷惑行為防止活動への参加意識、今後の改善要望等について調査し、本市の迷惑行為防止の施策をさらに推進していくために実施したものである。

【条例・迷惑行為・迷惑行為防止重点地区・過料適用の認知度】

「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度は45.4%で、前回令和4年度調査の45.3%から微増している。年代別に見ると、60歳代を除いて高年齢層の方がより認知度が高い。

一方で、条例に規定する14項目の迷惑行為の認知度については46.8%で、前回の54.0%から減少している。

また、迷惑行為防止重点地区の認知度は、小倉都心重点地区では「範囲及び禁止行為を知っていた」、「指定されたことは知っていた」など「知っていた」と答えた人は63.1%で、前回の66.9%から減少、黒崎副都心重点地区についても「知っていた」と答えた人は47.6%で、前回の51.2%から減少している。

さらに、重点地区における罰則(過料1,000円)の適用を「知っていた」と答えた人は46.1%で、前回の47.5%から減少した。

条例については、今後、より一層、周知・広報に取り組んでいき、さらなる認知度上昇 を図る必要がある。

罰則についても、より一層、周知・広報に取り組み、認知度の改善を図る必要がある。

【迷惑行為防止活動推進地区の認知度】

迷惑行為防止活動推進地区の認知度は15.6%で、前回の12.2%から増加している。

推進地区別の認知度については、「八幡駅前地区」が最も高く、次いで「門司港レトロ地区」となっている。

【迷惑行為防止基本計画の認知度】

迷惑行為防止基本計画の認知度については、「目標や基本方針について知っていた」、「策定されたことは知っていた」を合わせ「知っていた」と答えた人は36.9%で、前回の36.0%から増加している。

今後も、より一層の周知が必要である。

【有効な広報ツール】

広報については、「重点地区内の看板、横断幕、路面標示等で知った」、「市政だよりで知った」という回答が同率で最も多く、前者からは重点地区内における標示物整備が有効であること、後者からは効果的な広報手段となっていることが伺える。

また、「ニュース、新聞で知った」が2位となっており、こちらも効果的な広報手段となっている。

【迷惑行為防止重点地区の現状評価】

重点地区のうち、小倉都心重点地区の現状については、「大いに改善された」、「やや改善された」を合わせ「改善された」と答えた人は39.7%で、前回の51.8%から減少している。

黒崎副都心重点地区の現状についても、同様に「改善された」と答えた人は22.0%で、前回の29.5%から減少している。

引き続き、今後もさらなる改善に向け取り組んでいく必要がある。

【迷惑行為防止活動推進地区の現状評価】

推進地区の現状については、「改善された」と答えた人は34.7%で、前回の38.8%から減少している。

今後、より一層改善されるよう努めていく必要がある。

【重点地区・推進地区以外の地区の現状評価】

重点地区・推進地区以外の地区における迷惑行為の状況については、「改善された」と答えた人は25.5%で、前回の35.5%から減少している。また、「以前と変わらない」と答えた人は29.8%で、前回の30.2%から減少している。

引き続き、今後もさらなる改善に向け取り組んでいく必要がある。

【改善された迷惑行為】

改善された迷惑行為は、「路上喫煙」が1位で60.6%、2位が42.3%で「飼い犬のふんの放置」、3位が36.6%で「落書き」である。

今後は、上記以外のものも含め、より一層改善されるよう取り組んでいく必要がある。

【地域における迷惑行為防止活動に対する認識】

地域における迷惑行為防止活動については、「行われている」と答えた人は12.1%で、 前回の15.1%から減少している。

迷惑行為の防止のために、「地域住民による活動が必要」と答えた人は42.6%で、前回の49.6%から減少している。また、この活動に「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と考えている人は70.9%で、前回の75.5%から減少している。

「参加しない」理由としては、「仕事などで忙しいため、参加できない」が36.8%で、前回の48.0%から減少している。「行政がやるべきだ」が18.4%で、前回の28.0%から減少している。また、「個人の意識の問題なので、活動など必要ない」が39.5%で、前回の16.0%から増加している。

今後は、地域住民による迷惑行為防止活動を促進していくことも必要である。

【さらに改善が必要と思う迷惑行為】

さらに改善が必要と思う迷惑行為は、「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。」が 1 位で 6 2 .4 %、 2 位が 5 6 .7 %で「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」、 3 位が 4 8 .2 %の同率で「家庭のごみ出しルールを守らないこと。」と「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」である。

その他としては、川へのペットボトルや空き缶の投げ入れ、自転車マナー等について、 改善が必要と思う迷惑行為に挙げられた。

今後は、上記のみならず、それ以外の迷惑行為についても、改善に向け取り組んでいく 必要がある。

【まとめ】

モラル・マナーアップ関連条例施行以来、迷惑行為防止のための「重点地区における規制」や「推進地区やその他の地域など地域住民による迷惑行為防止活動の推進」、「モラル・マナーアップの市民啓発」などの取り組みを進めてきた。

さらに、令和2年4月に策定した「迷惑行為防止基本計画(第3次計画)」(計画期間 令和2年度~令和6年度)においては、これまでの取り組みの充実・強化を図るとともに、新たな市民ニーズに対応した取り組みを進めているものの、重点地区、推進地区及びそれ以外の地区における迷惑行為の状況について、「改善された」という声は前回の調査から減少している。

このため、減少傾向にある条例自体の認知度も含め、今後より一層、条例の周知・広報 に取り組むことにより、市内全域におけるモラル・マナーアップ意識のさらなる浸透を図 っていく必要がある。

地域における迷惑行為防止活動に対する認識については、約4割の人が「地域住民による活動が必要である」と答えており、約7割の人がこの活動に「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と回答している。したがって、今後、地域活動への支援に関するさらなる周知・広報に取り組み、迷惑行為防止活動の裾野を広げていくことが重要である。

さらに改善が必要と思う迷惑行為については、「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。」と「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」が依然として多く挙げられており、これらの周知・啓発等を強化する必要がある。

今後も、「迷惑行為のないまち・北九州市の実現」に向けて、アンケート結果から見えてきた課題や、市民の意識、要望を十分に踏まえ、市民、事業者、行政が一丸となって、迷惑行為防止に取り組んでいくことが不可欠である。

【市政モニターに関すること】

広報室広聴課(Tel:582-2527)

【アンケートに関すること】

市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課(証:582-2866)

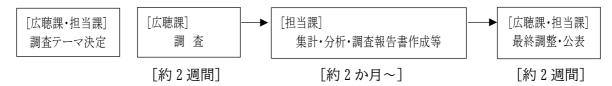
令和5年11月20日 広報室広聴課

市政モニター制度について

1. 市政モニター制度の概要

市の様々な施策を進めるうえで、満足度や実感などの市民の生の声を参考とするため、毎年、公募による18歳以上の市民150人に、市政モニターとして様々な分野のアンケートに協力していただいています(依頼期間 令和5年5月から令和6年3月)。

2. 市政モニター調査の作業工程について



3. 令和5年度 市政モニターアンケート調査 実施予定及び公表予定

回	実施時期	件名	担当課	回収率	公表予定
1	5月12日~5月26日	認知症支援・介護予防に関する意識調査	保健福祉局 認知症支援・介護予防セ ンター	95.3%	8月
2	6月2日~6月16日	北九州市の観光振興について	産業経済局 観光課	92.7%	9月
3	6月30日~7月14日	生涯学習に関する意識調査	市民文化スポーツ局 生涯学習課	93.3%	10月
4	7月28日~8月11日	子ども食堂等の認知度調査	子ども家庭局 子育て支援課	96.0%	10月
5	8月18日~9月1日	モラル・マナーアップについて	市民文化スポーツ局 安全・安心推進課	94.6%	11月
6	9月15日~9月29日	暴力追放運動について	市民文化スポーツ局 安全・安心推進課	1	12月
7	11月8日~11月22日	北九州市の生物多様性について	環境局 環境監視課	_	2月
8	12月6日~12月20日	消防団について	消防局 消防団課	_	3月